

平成29年3月31日から4月2日までに中小企業診断士の登録有効期間が満了される方への更新登録申請に関するご協力をお願い

平成28年11月21日
中小企業庁経営支援課

平成29年3月31日から4月2日までに中小企業診断士の登録有効期間が満了される方は多数おられ、平成29年3月に全ての方の更新登録申請を受理した場合、その処理に相当な期間を要することから、下記の方法により早期受付をさせていただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 対象となられる方

中小企業診断士登録証（裏面最下段）記載の「有効期間」が、平成24年4月1日（再開後の更新登録の方は再開日）から
平成29年3月31日までとなっている方、
平成24年4月2日（再開後の更新登録の方は再開日）から
平成29年4月1日までとなっている方、及び
平成24年4月3日（再開後の更新登録の方は再開日）から
平成29年4月2日までとなっている方

2. 申請受付開始日

平成28年12月1日（木）から受付開始

3. 更新登録後の新しい登録証の送付時期

（1）平成29年2月28日（火）までに更新申請をしていた
だいた方へは、平成29年4月中に、

(2) 平成29年3月以降、期限日までに更新申請をしていた
だいた方へは、平成29年5月中に、

ご自宅宛てに簡易書留郵便にて、更新登録後の新しい登録証
を送付させていただきます。

4. 預り証の交付

登録証の預かり期間が長期におよぶこと、更新後の新登録証
の送付に時間を要することなどから、平成29年2月28日(消
印)までに更新申請された方で、ご希望の方には、「中小企業
診断士登録証・預り証」を交付させていただきます。

「中小企業診断士登録証・預り証」は、別紙の様式に基づき
作成(コピー)していただき申請書類と併せてご提出願います。

当該申請書類の形式審査後、受理可能であることが確認でき
次第、順次交付させていただきます。

預り証の送付時期

(1) 平成29年1月31日(火)までに更新申請をしていた
だいた方へは、平成29年2月中頃までに、

(2) 平成29年2月28日(火)までに更新申請をしていた
だいた方へは、平成29年3月中頃までに、
ご自宅宛てに送付します。

なお、「預り証」の返信用封筒、返信用切手などは不要です。

預り証は当該登録証の有効期間を示すものであり、平成29年
4月1日、4月2日または、平成29年4月3日以降の更新登
録を約束したものではありません。

5. 申請書類等の提出方法及び送付先

【提出方法】 郵送での提出をお願いします。

【送付先】 〒100-8912

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁経営支援課中小企業診断士担当あて

※申請書類等は大切な書類ですので簡易書留等の配達状況が確認できる方法により送付されることをお勧めいたします。

6. 更新登録要件

通常の更新登録要件と変わりはありません。後段の「更新登録要件について」をご参照願います。

【別紙】

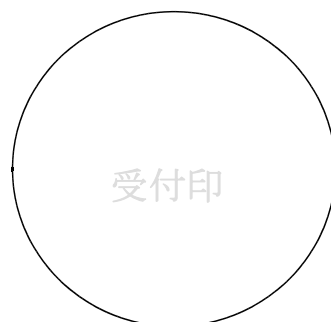
中小企業診断士登録証預り証

次の中小企業診断士登録証は、有効期間の更新登録の申請のため、経済産業大臣あて提出を受け、経済産業省において預かり中であることを証明する。

経済産業省中小企業庁
経営支援部経営支援課

<表 面>

ここに、中小企業診断士登録証
の表面を上にしておいてから、
コピーしてください。



<裏 面>

ここに、中小企業診断士登録証
の裏面を上にしておいてから、
コピーしてください。

預り証証明期限：平成29年4月30日

《 更新登録要件について 》

1. 更新登録をするためには、登録の有効期間内に「**新たな知識の補充**」と「**実務の従事**」の**2つの要件**を両方とも満たしていることが必要です。いずれか一方の要件を満たしただけでは更新登録することはできません。

- (1) 「新たな知識の補充」として、次のいずれかを**5回以上**行っていること（再開後の最初に行う更新登録の場合は**不要**）
- a. 経済産業大臣が登録した機関が行う理論政策更新研修受講
 - b. 中小企業基盤整備機構（中小企業大学校）が行う理論政策研修の受講
 - c. 経済産業大臣が登録した機関が行う論文審査に合格
 - d. 上記 a.又は b.の研修の1回の日程を通じた指導

【参考：理論政策更新研修機関（平成27年1月31日現在）】

- | | |
|-----------------|--|
| （一社）中小企業診断協会 | URL： http://www.j-smeca.jp/ |
| （株）実践クオリティシステムズ | URL： http://www.jqs.jp |
| （株）経営教育総合研究所 | URL： http://www.keieikyouiku.co.jp |
| （株）あきない総合研究所 | URL： http://www.akinaisouken.jp/ |
| （協）さいたま総合研究所 | URL： http://ss-riroken.jp/ |

- (2) 「実務の従事」として次に掲げる業務等のいずれかを行うことにより、その合計点**30日**（再開後の最初に行う更新登録の場合は**15日**）以上獲得していること。
- a. 都道府県等支援センター等が行う中小企業に対する経営診断・助言業務又は窓口相談業務に従事。
 - b. 中小企業に対する経営診断・助言業務に従事等。

2. 更新申請に必要な書類等

(1) **中小企業診断士登録申請書(様式第1)**

(2) **中小企業診断士登録証**（現在お持ちの登録証）

※ なお、登録証を紛失されている場合は、登録証に代えて「中小企業診断士登録証再交付申請書（様式第7）」に必要事項を記載の上、登録申請書と共にご提出ください。更新登録完了後に更新後の期間での登録証を交付いたします。

- (3) 更新登録の要件の「新たな知識の補充」を満たしていることを証明する**研修修了証書等**
※ 研修修了証明書を紛失された場合は研修を受講した機関より再交付を受けることができます。
- (4) 更新登録の要件の「実務の従事」を満たしていることを証明する**実績証明書等**
- (5) 中小企業診断士登録証預り証（別紙）
（2月末までの申請者で**希望者のみ**）

3. その他

- (1) 更新登録に係る手数料は不要です。
- (2) 登録証の返信用封筒、返信用切手は不要です。
- (3) 登録申請書、診断助言業務実績証明書、窓口相談業務実績証明書等の関係様式は中小企業庁ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshi_youshiki.htm
- (4) 中小企業診断士制度のQ&A集をホームページに掲載しておりますので、ご参考にしてください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/download/120705ShindanshiFAQ.pdf>

(お問い合わせ先)

中小企業庁経営支援部経営支援課 中小企業診断士担当
電話：03-3501-5801
電話受付時間：平日9時30分～12時、13時～17時

《 申請書類等送付先ラベル 》

更新登録申請の送付にあたっては、「登録証」や「各種証明書類」といった重要書類を添付していただく必要がありますので、郵送中の事故等による「紛失」や「紛失に伴う個人情報の漏えい」が懸念されます。

郵送中の事故等により、中小企業庁に申請書類が届いていないことを知らないままにされますと、①申請期限を過ぎてしまったり、②中小企業庁からの重要書類（登録証等）がお手元に届かなかったり、といった事態が予想され、最悪の場合「登録が削除されてしまう」等の思わぬ不利益を被る可能性があります。

つきましては、各種申請書類等を中小企業庁に御送付いただく際には、**簡易書留**等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることを**お勧め**いたします。

◆下記送付先ラベルを点線で切離し封筒に貼ってご使用ください。

◆下記郵便料金は、平成26年4月1日現在のものです。
ご送付時にご確認願います。

【送付ラベル】

簡易書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金＋310円(加算) (損害要償額5万円まで)

一般書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金＋430円(加算) (損害要償額10万円まで)
さらに、5万円ごとに+21円(上限500万円)

一般書留

配達証明

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金＋430円(一般書留加算)＋310円(加算)差出時
(差出後に依頼される場合は、＋430円(加算)となります。)
(損害要償額は一般書留参照)